

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

清らかで安全な水を大切にすまち第2期計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県沼田市

3. 地域再生計画の区域

沼田市の全域

4. 地域再生計画の目標

沼田市は、群馬県北部に位置し、笠ヶ岳、皇海山、袈裟丸山などで栃木県との県境を画し、日光・上信越高原、両国立公園の美しい山々に囲まれ、利根川、片品川、薄根川とが形成する日本有数の河岸段丘上にあり、長い年月を重ねた森林の豊かな緑が息づいている。また、真田氏の築城以来、300年にわたり城下町として栄えた歴史を持つ。このような自然環境と伝統に恵まれた美しいまちである。

市内北部に位置する「玉原高原」には日本有数のブナ林が自生するとともに、5万株のラベンダーパーク、また、東部には、東洋のナイアガラとしても知られる、国指定の天然記念物「吹割の滝」など、本市の豊かな自然環境を物語っている。この自然環境と人間との共生をめざして、平成2年に全国で始めて「森林文化都市宣言」を制定し、豊かな自然、先人たちの築いた価値ある文化・伝統に目を向け、人と自然が真にふれあう明るく元気で誇りある理想のまちづくりを全市一丸となって進めている。

しかし、近年における都市化の進展や生活様式が変わるにしたがい、自然が持つ浄化能力を上回る未処理の生活雑排水が道路側溝や農業用水路へ放流され、河川等の水質汚濁が進行し、自然環境へ悪影響を及ぼしている。

このような状況を改善するため、污水处理施設の整備について、昭和53年から市の中心部で公共下水道事業を、平成5年からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、そして平成10年からは合併処理浄化槽設置事業を展開し、また、平成17年からは污水处理施設整備交付金事業により更なる整備を進めてきたところであるが、平成21年度末における污水处理人口普及率は72.0%に達する見込みであるものの、未整備地域では未処理な生活雑排水による水質汚濁が依然残っており、豊かな自然環境を回復するには至っていない状況にある。

沼田市の森林文化都市宣言の基本理念である「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」の実現に向け、さらに環境に配慮したまちづくりに取り組み、公共下水道、合併処理浄化槽設置の污水处理施設整備を行い水質改善をめざす。

また、周辺農村地域は少子高齢が進み、農業後継者が少なく過疎対策が重要な課題となっているため、合併処理浄化槽設置を推進することにより、生活環境水準を向上させ、住みよい環境を作り、定住条件の改善をめざす。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進

(污水处理人口普及率を72.0%から75.0%に向上)

5. 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

地域再生計画の目標を達成するために、公共下水道事業は沼田第一処理分区（41ha）の一部6haを整備し、また、合併処理浄化槽（個人設置型）事業については、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除いた市内全域を整備することにより、生活環境の向上と自然環境の保全を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所図を示した図面による。

・公共下水道：昭和53年3月に事業認可。

平成17年3月に変更認可。

[事業主体]

・いずれも沼田市

[施設の種類の種類]

・公共下水道、合併処理浄化槽

[事業区域]

・公共下水道

沼田市沼田第一処理分区の一部

・合併処理浄化槽（個人設置型）

沼田市全域（公共下水道、農集対象地域を除く）

[事業期間]

・公共下水道

平成22年度～26年度

・合併処理浄化槽（個人設置型）

平成22年度～26年度

[事業量]

・公共下水道

φ200

1,186m

・合併処理浄化槽（個人設置型）

580基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 80人

合併処理浄化槽（個人設置型） 1,520人

[事業費]

公共下水道

110,000千円

（うち、交付金 55,000千円）

合併処理浄化槽（個人設置型）

188,559千円

（うち、交付金 62,853千円）

合 計

298,559千円

（うち、交付金 117,853千円）

5-3 その他の事業

- ・市内一斉清掃・道路愛護運動の実施（道路河川等の清掃活動・年2回）
地区住民による道路、河川等の清掃活動を年2回実施している。

- ・「ふるさとの魚」放流事業

利根漁協組合と地元小学校により、利根川の支流である発知川・薄根川・入沢川・四釜川に鮎やヤマメの稚魚を放流している。

6. 計画期間

平成22年度～26年度（5箇年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し